

令和5年度 守口市おでかけ応援商品券

取扱店舗 募集要項

■事業の趣旨

物価高騰の影響を受けた市民に対して、消費の下支えを通じた生活安定支援を行うとともに、地元事業者に対しても、市内での消費喚起による経済的支援と高齢者に対しては、アフターコロナにおける健康づくりに資することを趣旨とする。

1. 商品券の事業概要

- (1) 名称 守口市おでかけ応援商品券発行等業務委託
- (2) 発行者 守口市
- (3) 発行総額 4億4,450万円
- (4) 発行数 7万3,700冊
- (5) 額面 1冊7,500円(65歳以上の世帯員が含まれる世帯)
5,000円(その他の世帯)
- (6) 商品券券種 ・1冊(500円×15枚綴り)
A券:中小店専用券 5枚 B券:共通券(※) 10枚
・1冊(500円×10枚綴り)
A券:中小店専用券 4枚 B券:共通券(※) 6枚
※大規模小売店舗立地法に基づく届出をしている店舗。
(ただし、商店街組織等を形成しているところは除く。)
- (7) 利用期間 令和5年10月16日(月)～令和6年2月29日(木)
- (8) 交換方法 交換窓口にて引換券と商品券を交換。
- (9) 引換店舗 34ヶ所程度を予定。(調整中)
- (10) 引換期間 令和5年10月16日(月)～令和5年12月28日(木)
- (11) 引換対象者 市の住民基本台帳に記録されている世帯の世帯主となる者。(※)
基準日時点(令和5年8月1日)に守口市の住民基本台帳に記載のある全世帯。ただし、基準日時点において給付対象者の属する世帯に、昭和34年4月1日までに出生し、本市の住民基本台帳に記録されている者がいる場合は、高齢者世帯とする。
- (12) 引換限度 1世帯1冊。
- (13) 利用店舗 守口市内で取扱店舗として登録した店舗。
- (14) 店舗区分 大規模小売店舗:店舗面積が1,000㎡を超える小売店及び集合店舗

2. 商品券取り扱い厳守事項

- (1) 商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。
- (2) 商品券利用上限はありません。
- (3) 商品券を利用する者の年齢制限はありません。
- (4) 商品券と現金の交換は禁止しています。
- (5) 商品券額面以下の利用の場合であってもお釣りはお渡ししないで下さい。
- (6) 不足分は現金等で受け取って下さい。
- (7) 店舗で独自に商品券の利用対象外となる商品などを定める場合(特売品など)は、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示して下さい。

- (8) 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。
- (9) 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者（守口市）および受託者（株式会社広済堂ネクスト）は責任を負いません。
※商品券の盗難・紛失については、損害賠償が発生する場合があります。

3. 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金のほか、国や地方公共団体へ支払う使用料や手数料など）
- (2) 株券、先物、保険、宝くじなどの金融商品の購入
- (3) 換金性の高いものの購入（有価証券、他の商品券、ビール券、図書券、お米券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード、電子商品券など）
- (4) 現金との換金、金融機関への預け入れ、電子マネー等への変換（チャージなど）
- (5) 商品券の交換及び売買
- (6) 風俗営業などの規制及び義務の適正化などに関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に係る支払い
- (7) たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
- (8) 医療保険や介護保険が適用されるサービスおよび商品（処方箋が必要な医薬品を含む）の購入
- (9) 土地・家屋購入、家賃、地代、駐車場などの不動産に関わる支払い
- (10) その他公序良俗に反するものや、本事業の趣旨にそぐわないサービスや物品の購入

4. 取扱店舗参加資格

守口市内に事業所、店舗等を有する事業者とし、市内の店舗等に限り商品券を利用可能であり、以下の要件をすべて満たしているものとします。

- (1) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っていないこと。
- (2) 業務の内容が公序良俗に反する営業を行っていないこと。
- (3) 守口市の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に該当する者及び刑法（昭和 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 若しくは第 198 条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 247 条の規定に基づく公訴を提起されていないこと。
- (5) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）（以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (6) 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (7) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。

- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (10) 役員等が、守口市暴力団排除条例（平成 25 年守口市条例第 21 号）に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (11) 金庫など十分なセキュリティのもとで商品券を適切かつ安全に管理できること。

5. 取扱店舗の責務等

次に掲げる事項を厳守していただきます。

- (1) 利用可能店舗であることが明確になるよう、掲示物（ステッカー・ポスター）を利用者が分かりやすい場所に掲示して下さい。
- (2) 利用者が利用される商品券が正規のものか必ず確認して下さい。なお、偽造防止対策がない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報して下さい。また、その旨を守口市おでかけ応援商品券事務局にも報告して下さい。
※前年度の守口市スーパープレミアム付商品券、他市町村発行の商品券、または地域通貨等と間違えないようにしてください。
- (3) 商品券を受け取った時は、再流出を防止するため裏面に取扱店舗受領印（店名が明記されたもの）を捺印することとし、既に受領印があるものは、受け取りを拒否して下さい。
- (4) 商品券の交換及び売買は行わないで下さい。利用期間中における、商品の売買、サービスの提供等の取引に利用された商品券のみ換金可能です。
- (5) おでかけ応援商品券事業の運営にご協力下さい。
- (6) 上記内容を、商品券を取り扱う全ての方（従業員含む）に周知して下さい。

6. 申し込みについて

(1) 申込方法

取扱店舗への登録を希望される場合は、この「守口市おでかけ応援商品券取扱店舗募集要項」に同意の上、WEB申込フォームでの申請、または別添「取扱店舗登録申請書」に必要事項を記入および署名の上、郵送、またはメール（PDF 添付）にて申請して下さい。なお市内に複数の店舗を持つ事業者は店舗毎にお申込み下さい。

郵送（あて先）

〒570 - 8666 守口市京阪本通 2 丁目 5 番 5 号

守口市役所 7 階会議室 703

「守口市おでかけ応援商品券事務局」

(2) 申請期間

令和 5 年 8 月 28 日（月）から令和 5 年 10 月 2 日（月）17 時 30 分まで。

令和 5 年 9 月 11 日（月）までに手続きが完了した事業者につきましては、引換券郵送時に配布する取扱店舗一覧に掲載し、それ以降は登録が完了次第、ホームページに順次掲載します。

(3) 取扱店舗の選定

申し込みのあった事業者につきましては、守口市おでかけ応援商品券事務局の審査を経て、取扱店舗として承認します。結果については、事務局から通知します。ただし、申込み内容に虚偽・不備等がある場合には、承認を取り消すことがあります。

(4) その他

取扱店舗スターターキット（取扱店舗用運営マニュアル、ポスター、ステッカー、守口市おでかけ応援商品券取扱店舗登録証（以下、登録証））を後日郵送します。

7. 取扱店舗の取消・損害賠償等

- (1) 「おでかけ応援商品券取扱店舗募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店舗の承認取消、損害金が生じた際はご請求を行う場合があります。
- (2) 取扱店舗と利用者その他第三者との間の商品券に関する紛争については、発行者（守口市）また受託者（株式会社広済堂ネクスト）はその責任を一切負いません。
- (3) 発行者（守口市）また受託者（株式会社広済堂ネクスト）は、商品券利用取引の提供に関し、取扱店舗に対して、逸失益、そのほかの特別の事情による損害の賠償責任を負いません。これは発行者また受託者がかかる特別の事情の発生の可能性を通知され、または知るべきであった場合であったか否かに関わりません。

8. 換金について

換金は守口市おでかけ応援商品券事務局または取扱金融機関にて受け付けます。

- (1) 守口市おでかけ応援商品券事務局で換金する場合
 - ・1日1回枚数無制限とします。
 - ・守口おでかけ応援商品券裏面に取扱店舗受領印を押印し、登録証を提示の上、利用済み商品券と換金依頼書、登録口座情報を持参して下さい。
 - ・受付から原則10営業日を目途に登録済み指定口座へ入金予定です。
 - ・ゆうちょ銀行への振込手数料：66円 ゆうちょ銀行以外への振込手数料：165円
- (2) 取扱金融機関で換金する場合
取扱金融機関はホームページ等に掲載します。換金についての詳細は、承認後にお渡しする「取扱店舗用運用マニュアル」をご覧ください。
- (3) 換金期間
 - ・換金請求期間は令和5年10月31日（火）から令和6年3月7日（木）まで。
 - ※取扱金融機関または守口市おでかけ応援商品券事務局の営業時間内に限ります。
 - 上記期間を過ぎての換金には一切応じられませんのでご注意ください。
 - ・換金方法等の詳細は、承認後にお渡しする「取扱店舗用運営マニュアル」をご覧ください。

9. その他留意事項

- (1) 取扱店舗情報（店舗名称、所在地）はホームページの「利用可能店舗」で広報します。
- (2) 取扱店舗として広告などを予定されている際に、「守口市おでかけ応援商品券」のデザインの利用を希望される場合は、事前に事務局までお問い合わせ下さい。
- (3) 取扱店独自で商品券の販促を目的としたキャンペーンなどを実施される場合は事前に守口市おでかけ応援商品券事務局までご連絡下さい。

【お問合せ先】 守口市おでかけ応援商品券事務局

平日 9:00～17:30（土・日・祝祭日・12/29～1/3を除く）

〒570-8666 守口市京阪本通2丁目5番5号 守口市役所7階会議室703

TEL: 06-7777-2701（9月上旬開設予定）

メール: info@moriguchi-odekake.jp

ホームページ: <https://moriguchi-odekake.jp/>

右記の二次元バーコードからでもアクセスできます。

